

青森県報

第二千四百三十九号

平成十七年
二月九日
(水曜日)

目次

規 則

青森県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則……………(環境政策課) ……一

告 示

つがる市の設置に伴う人口……………(市 振 興 課) ……二

介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高 齢 福 祉 保 険 課) ……二

身体障害者福祉法による居宅支援事業者の指定……………(障 害 福 祉 課) ……三

知的障害者福祉法による居宅支援事業者の指定……………(同) ……三

児童福祉法による居宅支援事業者の指定……………(同) ……三

海岸保全区域の指定の一部改正……………(漁 港 漁 場 整 備 課) ……四

海岸保全区域の廃止……………(同) ……五

都市計画事業計画の変更認可……………(都 市 計 画 課) ……六

右 同……………(同) ……六

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………(県 民 生 活 政 策 課) ……六

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告……………(同) ……七

大規模小売店舗の新設に関する届出……………(経 営 振 興 課) ……七

農地保有合理化事業規程の変更の承認……………(構 造 政 策 課) ……八

出先機関

土地改良区の役員の退任……………(西 地 方 農 林 水 産 事 務 所) ……九

正 誤

平成十七年一月二十八日定例告示中……………(林 政 課) ……九

平成三年六月二十八日定例告示中……………(道 路 課) ……九

規 則

青森県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二号

青森県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

青森県公害防止条例施行規則(昭和四十七年九月青森県規則第六十三号)の一部を次のように改正する。

第八条第二号中「年二回以上」を、「次のイ又はロに掲げるばい煙関係施設の区分に応じそれぞれイ又はロに定める頻度で」に改め、同号に次のように加える。

イ 別表第三の一の項に掲げるばい煙関係施設 五年に一回以上

ロ イに掲げるばい煙関係施設以外のばい煙関係施設 年二回以上(一年間につき継続して休止する期間(前年から引き続き休止し、かつ、その期間のうち前年に属する期間が六月未満である場合は、当該前年に属する期間を含む。)が六月以上のばい煙関係施設に係る測定については、年一回以上)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第七十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、平成十七年二月十一日から、西津軽郡木造町、同郡森田村、同郡柏村、同郡稲垣村及び同郡車力村を廃し、その区域をもつてつがる市を設置することに伴い、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百七十六条第一項及び第百七十七条第一項の規定による西津軽郡及びつがる市の人口を次のとおり告示する。

平成十七年二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

西津軽郡 二万五千三百五十人
つがる市 四万三千三百二十人

青森県告示第七十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十七年二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者 名 又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業所		指 定 年 月 日
			名 称	所 在 地	
有限会社さくら	北津軽郡中里町大字中里字亀山一六四	痴呆対応型共同生活介護	グループホームさくら	北津軽郡中里町大字中里字亀山一六四	平成一六・三・二四
有限会社さくら	北津軽郡中里町大字中里字亀山一六四	通所介護	デイサービスさくら	北津軽郡中里町大字中里字亀山一六四	"
有限会社かずさ	三戸郡階上町前西六丁目九の二七九	訪問介護	ヘルパーステーションかずさ	三戸郡階上町前西六丁目九の二七九	"

社会福祉法人人恵生会	三戸郡南部町大字仙ノ木	痴呆対応型共同生活介護	グループホーム三老	三戸郡南部町大字仙ノ木	平成一四・二
社会福祉法人三笠苑	南津軽郡平賀町大字館田字西和	痴呆対応型共同生活介護	グループホーム大鱈温泉保養館	南津軽郡大鱈町大字原八の四	"
株式会社ウェルビーイング	弘前市大字松森町六五の一	通所介護	デイサービス朝日温泉	弘前市大字福田字巻屋四の一	"
十和田市	十和田市西十二番町六の一	通所介護	和田市十和田市十和田市十和田市	十和田市大字奥八	一七・一・一
株式会社成田建設	北津軽郡市浦内大字相内	痴呆対応型共同生活介護	グループホームいこいの里	北津軽郡市浦内大字相内	一七・一・四
有限会社こころ	五所川原市大字沖飯詰字鴻ノ巣	痴呆対応型共同生活介護	グループホームこころ	五所川原市大字三のの一	"
有限会社さくらファミリー	西津軽郡森田村大字中田字池田三の三	痴呆対応型共同生活介護	グループホームさきしり	北津軽郡鶴田町大字妙堂崎字崎尻四四の一	"
有限会社ケアたんぼ	北津軽郡金木町大字金木字芦野二〇〇の二六七	痴呆対応型共同生活介護	グループホームたんぼ	北津軽郡金木町大字金木字芦野二〇〇の二六九	一七・一・六
有限会社佐藤器械	弘前市大字安原三丁目八の一	痴呆対応型共同生活介護	グループホームあけぼの	五所川原市大字稲実字開野一七	"
社会福祉法人三恵会	下北郡大畑町大字赤川二の四	痴呆対応型共同生活介護	グループホームのり	下北郡大畑町大字赤川二の四	一七・一・七
株式会社チイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九	訪問介護	アイリスケアセンターむつ中央	むつ市字旭町七の四七	"
有限会社青森介護事業所	青森市緑一丁目一の三六	訪問介護	有限会社青森介護事業所	青森市緑一丁目一の三六	"
株式会社イーフル・クラブ	南津軽郡藤崎町大字藤崎字西村井三二の一	訪問介護	イーフル・クラブ	黒石市大字富田一三八	"

青森県告示第八十号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の四第一項の規定により、次のとおり身体障害者居宅生活支援事業を行う者を指定したので、同法第十七条の二十三第一号の規定により公示する。

平成十七年二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	身体障害者居宅支援の種類	名称	所在地	指定期日
	名称	名称				
有限会社大地	弘前市大字旭ヶ丘一丁目九の二	居宅介護等事業	ヘルパースイッチ	弘前市大字旭ヶ丘二丁目九の二	平成十七年二月九日	
医療法人弘愛会	弘前市大字宮川三丁目一の四	居宅介護等事業	訪問介護事業所 温泉水	弘前市大字旭ヶ丘二丁目六の四	"	
有限会社博愛会 ケアセンター	南津軽郡藤崎町大字藤崎字西村井六の五	デイサービス	博愛会 デイサービスセンター	南津軽郡藤崎町大字藤崎字西村井六の五	"	
有限会社明倫	八戸市小中野六丁目一八の二	居宅介護等事業	ヘルパースイッチ	八戸市吹上一丁目一〇の九	"	
株式会社二チイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九	居宅介護等事業	アイリスケアセンター	むつ市旭町七の四七	"	

青森県告示第八十一号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項の規定により、次のとおり知的障害者居宅支援事業を行う者を指定したので、同法第十五条の二十三第一号の規定により公示する。

平成十七年二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	知的障害者居宅支援の種類	名称	所在地	指定期日
	名称	名称				
有限会社大地	弘前市大字旭ヶ丘一丁目九の二	居宅介護等事業	ヘルパースイッチ	弘前市大字旭ヶ丘一丁目九の二	平成十七年二月九日	
社会福祉法人清慈会	八戸市大字新井七の五	地域生活援助事業	グループホーム 清和荘	三戸郡三戸町大字守田字元木平三九の九	"	
社会福祉法人清慈会	八戸市大字新井七の五	地域生活援助事業	グループホーム 清和荘	三戸郡名川町大字平字広場二の四	"	
医療法人弘愛会	弘前市大字宮川三丁目一の四	居宅介護等事業	訪問介護事業所 温泉水	弘前市大字旭ヶ丘二丁目六の四	"	
有限会社明倫	八戸市小中野六丁目一八の二	居宅介護等事業	ヘルパースイッチ	八戸市吹上一丁目一〇の九	"	

青森県告示第八十二号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の十第一項の規定により、次のとおり児童居宅生活支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の二十三第一号の規定により公示する。

平成十七年二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	児童居宅支援の種類	児童居宅生活支援事業を行う事業所	所在地	指定年月日
有限会社大地	弘前市大字旭ケ丘一丁目九の二	弘前市大字旭ケ丘一丁目九の二	居宅介護等事業	ヘルパーステーションだいち	弘前市大字旭ケ丘一丁目九の二	平成二七・二一
特定非営利活動法人障害者生活支援センターびあ	八戸市東白山台三丁目二一の二五	三沢市泉町一丁目一七の〇五	居宅介護等事業	障害者ヘルパーステーションびあ三沢	三沢市泉町一丁目一七の〇五	"

青森県告示第八十三号

昭和三十九年九月十七日青森県告示第八百四十六号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

平成十七年二月九日

青森県知事 三村 申吾

沿岸名	漁港名	地区名	地区先名	区域
陸奥湾	原田漁港	原田	中道	指定場所 先 下北郡佐井村大字佐井字中道地内及び地 指定区域 基点八、基点七、基点六、基点五、基点四、基点三、基点二、基点一、補助点一、補助点二、補助点三、補助点四を順次直線で結んだ線及び補助点四から漁港区域の東側円弧に沿い基点八に至る線により囲まれた区域 基点及び補助点の表示 基点一 下北郡佐井村大字佐井字中道四七番の一の北角に設置された標 注（起点）から二四五度三九七メートル 基点二 基点一から五四度二二〇メートル 基点三 基点二から三九度一七七メートル

を

沿岸名	漁港名	地区名	地区先名	区域
陸奥湾	原田漁港	原田	中道	指定場所 先 下北郡佐井村大字佐井字中道地内及び地 指定区域 基点一、基点二、補助点二、補助点一及び基点一を順次直線で結んだ線に囲まれた区域 基点及び補助点の表示 基点一 北緯四一度二七分〇秒、東経一四〇度五二分二三秒 基点二 基点一から六〇度四〇〇メートル 補助点一 基点一から〇度一九〇メートル 補助点二 基点二から三一五度二一〇メートル

に

沿岸名	漁港名	地区名	地区先名	区域
陸奥湾	原田漁港	原田	中道	指定場所 先 下北郡佐井村大字佐井字中道地内及び地 指定区域 基点一、基点二、補助点二、補助点一及び基点一を順次直線で結んだ線に囲まれた区域 基点及び補助点の表示 基点一 北緯四一度二七分〇秒、東経一四〇度五二分二三秒 基点二 基点一から六〇度四〇〇メートル 補助点一 基点一から〇度一九〇メートル 補助点二 基点二から三一五度二一〇メートル

陸奥湾	長後漁	長後	長後	指定場所	
					沿岸名 陸奥湾 漁港海岸名 長後漁港 地区海岸名 長後 地先海岸名 長後 区 域
					場所 青森県下北郡佐井村大字長後字長後地内 指定区域
					基点一から基点八及び補助点八から補助点一ならびに基点一を順次結んだ線に囲まれた区域
					基点一 長後橋右岸橋台下流先端中心から 二七九度 一六〇メートル 一号表示杭
					基点二 基点一から 一一五度 七〇メートル 二号表示杭
					基点三 基点二から 八六度 八〇メートル 三号表示杭
					基点四 基点三から 八六度 一〇メートル 四号表示杭
					基点五 基点四から 三二度 七五メートル 五号表示杭
					基点六 基点五から 一九度 一〇〇メートル 六号表示杭
					基点七 基点六から 三五一度 一一〇メートル 七号表示杭
					基点八 基点七から 一五七度 一三〇メートル 八号表示杭
					補助点一 基点一から 五度 六〇メートル
					補助点二 基点二から 五度 六〇メートル
					補助点三 基点三から 三〇九度 八〇メートル
					補助点四 基点四から 三〇七度 八五メートル
					補助点五 基点五から 二九九度 五〇メートル
					補助点六 基点六から 二七一度 六〇メートル
					補助点七 基点七から 二七一度 五〇メートル
					補助点八 基点八から 二七五度 五〇メートル

					港
					下北郡佐井村大字長後字長後地内 指定区域
					基点一、基点二、補助点二、補助点一及び基点一を順次直線で結んだ線に囲まれた区域
					基点及び補助点の表示
					基点一 起点(北緯四一度二分一〇秒、東経一四〇度四九分三九秒)から〇度二二〇メートル 一号表示杭
					基点二 基点一から〇度一八〇メートル 二号表示杭
					補助点一 基点一から二七〇度二二〇メートル
					補助点二 基点二から二七〇度二二〇メートル

に改める。

青森県告示第八十四号

昭和三十九年九月十七日青森県告示第八百四十六号(海岸保全区域の指定)をもつて公示した次の海岸保全区域を廃止するので、海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第三条第四項の規定により公示する。

平成十七年二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

沿岸名 陸奥港
漁港海岸名 福浦漁港
地区海岸名 福浦
地先海岸名 福浦
区 域
場所 下北郡佐井村大字長後字福浦地内
指定区域

基点一から基点九及び補助点九から補助点一並びに基点一を順次結んだ線に囲まれた区域。ただし、基点六から基点七及び補助点六から七に囲まれた区域を除く。
基点一 福浦川左岸橋台下流先端中心から 二二七度 二二〇メートル 一号表示

杭

- 基点一 基点一から 七六度 一一〇メートル 二号表示杭
- 基点二 基点二から 三九度 五〇メートル 三号表示杭
- 基点三 基点三から 三度 五〇メートル 四号表示杭
- 基点四 基点四から 三四九度 六〇メートル 五号表示杭
- 基点五 基点五から 三二二度 四〇メートル 六号表示杭
- 基点六 基点六から 三二二度 準用河川 七号表示杭
- 基点七 基点七から 二八三度 七〇メートル 八号表示杭
- 基点八 基点八から 二三七度 六〇メートル 九号表示杭
- 基点九 基点九から 二七八度 七〇メートル
- 補助点一 基点一から 三四六度 五〇メートル
- 補助点二 基点二から 三〇二度 六〇メートル
- 補助点三 基点三から 二七八度 七〇メートル
- 補助点四 基点四から 二六三度 七〇メートル
- 補助点五 基点五から 二五二度 七五メートル
- 補助点六 基点六から 二四七度 六〇メートル
- 補助点七 基点七から 二一九度 六〇メートル
- 補助点八 基点八から 一七六度 六〇メートル
- 補助点九 基点九から 一六八度 五〇メートル

青森県告示第八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、黒石都市計画道路事業の事業計画の変更を平成十七年二月一日認定したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十七年二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 施行者の名称
黒石市
- 二 都市計画事業の種類
黒石都市計画道路事業（三・四・七号黒石環状線外一線）
- 三 事業施行期間

平成十一年六月十一日から平成十九年三月三十一日まで

四 事業地

- 1 収用の部分
変更なし
- 2 使用の部分
なし

青森県告示第八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、十和田都市計画道路事業の事業計画の変更を平成十七年二月一日認定したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十七年二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 施行者の名称
十和田市
- 二 都市計画事業の種類
十和田都市計画道路事業（三・四・二号下平・東小稲線）
- 三 事業施行期間
平成十年十一月十一日から平成十九年三月三十一日まで
- 四 事業地
 - 1 収用の部分
変更なし
 - 2 使用の部分
なし

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十七年一月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人四木の郷

三 代表者の氏名

下田 定雄

四 主たる事務所の所在地

上北郡六戸町大字大落瀬字四木七七の一八五

五 定款に記載された目的

この法人は、誰もが住みよい社会の構築を目指して、六戸町及びその周辺地域に在住する障害がある者に対し、相談活動や福祉サービスを行い、農工・園芸などの作業体験や共同生活を営む中で、地域住民や様々な人々との交流を通して、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十七年二月一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ハート&ハート

三 代表者の氏名

西谷 昌彦

四 主たる事務所の所在地

弘前市大字土手町一七九

五 定款に記載された目的

この法人は、介護保険法に基づく在宅介護及び介護保険制度適用外の高齢者の宅老所運営や、駐車違反取り締まり業務の民間委託活用等による就労支援を行うことによつて、心と心の結びつきによるコミュニケーション社会を構築し、地域福祉の向上と雇用機会の拡充に寄与することを目的とする。

~~~~~  
大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

薬王堂七戸店・スーパーカケモ七戸店

上北郡七戸町字笹田川久保一七の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社薬王堂

岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第七地割四四五

代表取締役社長 西郷辰弘

株式会社スーパーカケモ

十和田市稲並町一五の一〇

代表取締役社長 欠畑茂治

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社薬王堂

岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第七地割四四五

代表取締役社長 西郷辰弘

株式会社スーパーカケモ

十和田市穂並町一五の一〇

代表取締役社長 欠畑茂治

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成十七年九月三十日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二、五一六平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

一二〇台（位置は、届出書添付図面のとおり）

2 駐輪場の位置及び収容台数

三〇台（位置は、届出書添付図面のとおり）

3 荷さばき施設の位置及び面積

二一平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

四九立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

株式会社薬王堂

開店時刻午前九時 閉店時刻午後九時

株式会社スーパーカケモ

開店時刻午前九時 閉店時刻午後十時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

三か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

平成十七年一月三十一日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び七戸町役場

2 期間

平成十七年二月九日から同年六月九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、七戸町役場にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十七年六月九日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

農地保有合理化事業規程の変更の承認

農地保有合理化事業規程の変更の承認

農地保有合理化事業規程の変更の承認

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第八条第一項の規定により、社団法人六ヶ所村農業総合公社の農地保有合理化事業規程の変更を承認したので、

同条第二項において準用する同法第七条第五項の規定により公告する。

平成十七年二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

承認に係る農地保有合理化事業の種類

農地売買等事業（農業経営基盤強化促進法第四条第二項第一号に掲げる事業をいう。）

承認に係る農地保有合理化事業の種類

農地売買等事業（農業経営基盤強化促進法第四条第二項第一号に掲げる事業をいう。）

承認に係る農地保有合理化事業の種類

農地売買等事業（農業経営基盤強化促進法第四条第二項第一号に掲げる事業をいう。）

出 先 機 関

土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、富
范土地改良区から、次のとおり役員の前出があったので、同条第十七項の規定
により公告する。

平成十七年二月九日

西地方農林水産事務所長 笹 森 新 一

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理事	小山内 一三	西津軽郡車力村大字富范字敷分六九	平成一六・四・二六

正 誤

林 政 課

発行年月日 発行番号	区 分	番 号	ペー ジ	段	行	誤	正
平成一六・一・二六 第二四三二四号	告 示	第五八号	三	上	一 二	源籐城 源籐城	源籐城 源籐城

道 路 課

発行年月日 発行番号	区 分	番 号	ペー ジ	段	行	誤	正
平成一六・一・二六 第三七四号	告 示	第四二九号	三	下	表 中	五八五	三三三の一
	告 示	第四三〇号	四	上	表 中	五八五	三三三の一

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一
銭